

大淀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（概要版）

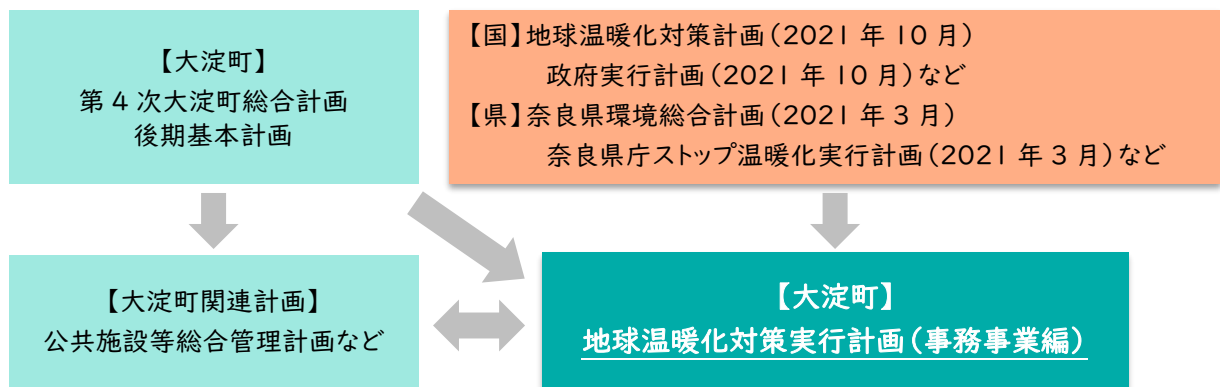
令和7年3月

1. 計画の基本的事項

（1）計画の目的と位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条に基づく地方公共団体実行計画として策定するもので、本町が実施する事務及び事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。

また、本計画は、国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画、並びに奈良県環境総合計画及び奈良県庁ストップ温暖化実行計画に即するとともに、第4次大淀町総合計画後期基本計画など本町の関連計画等との整合を図り推進する位置づけとします。



（2）対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町の事務及び事業に関わる全組織（指定管理を含む）を対象とします。ただし、上下水道部の上水部門は本計画の対象から除きます。

（3）対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

（4）計画の期間

2013（平成25）年度を基準年度とし、2030（令和12）年度を目標年度とします。また、計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度の6年間とします。

2013年度	2024年度	2025年度	・・・	2029年度	2030年度
基準年度	策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度
		計画期間			

2. 温室効果ガス排出状況

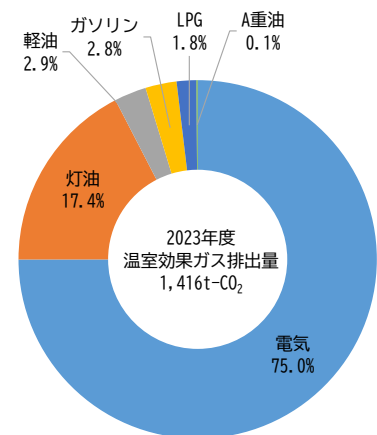
- 2013（平成 25）年度の温室効果ガス総排出量は 2,107t-CO₂です。
※町立大淀病院及び上下水道部の上水関連施設は除きます。
- 2023（令和 5）年度の温室効果ガス総排出量は 1,416t-CO₂となり、2013（平成 25）年度比で 32.8%減少しています。
- 2023（令和 5）年度における電気や燃料など活動項目ごとの排出構成では、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が全体の 75.0%と最も多くなっています。

活動項目別温室効果ガス排出量及び排出構成

(単位：t-CO₂)

活動項目	2013年度 (基準年度)	2023年度（現況年度）		
			基準年度比 増減量	基準年度比 増減率
電気	1,704	1,062	▲642	▲37.7%
A重油	24	2	▲23	▲93.3%
LPG	28	25	▲3	▲9.9%
灯油	293	247	▲46	▲15.6%
ガソリン	48	40	▲9	▲17.6%
軽油	9	41	32	342.3%
合計	2,107	1,416	▲691	▲32.8%

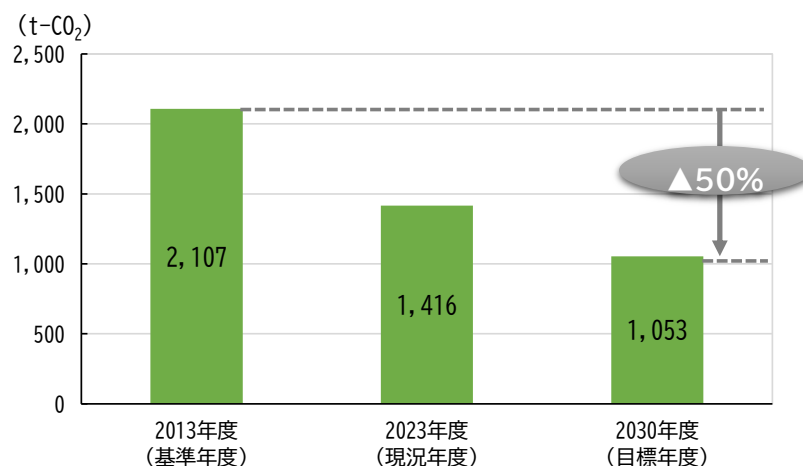
※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。



3. 温室効果ガス削減目標

政府実行計画では 2030（令和 12）年度に基準年度（2013（平成 25）年度）比で 50%削減を目標としていることから、本町の事務・事業に伴う温室効果ガス削減目標についても以下のとおり設定します。

2030（令和 12）年度 温室効果ガス削減目標
2013（平成 25）年度比 50%（1,054 t-CO₂）削減



4. 目標達成のための取組施策

(1) 本計画の方向性

昨今の社会情勢や国・県の計画などを考慮し、SDGs の概念や国民運動である「デコ活※」、再生可能エネルギーの積極的導入などの視点を取り入れ、以下に示す「大淀町デコ活戦略」を掲げ実効性の高い取組を推進します。

※「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

大淀町デコ活戦略

1. SDGs の概念導入
2. 定常的な「大淀町デコ活」の推進
3. 再生可能エネルギーの積極的な導入
4. 民間資金や技術を活用した設備の導入



(2) 温室効果ガス削減に資する取組施策

本町は、「大淀町デコ活戦略」に基づき、下記に示す空調・換気、照明、OA 機器など設備ごとに具体的な取組内容を設定し、全職員が一丸となって取り組みます。

※概要版では、温室効果ガス排出量のうち電気の使用に伴う排出量が全体の 75.0% を占めていることから、電気の使用に関する取組を掲載しています。詳細については、大淀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）をご確認ください。

●印：全職員が取り組む内容、□印：管理者等が取り組む内容

項目	取組内容
空調・換気設備	●室内温度の適正管理（「室温」の目安は夏期 28℃、冬期 20℃） 設定温度が同じでも、日当たりの違いなどにより「暑い」「寒い」が生じるため、快適性を損なわない範囲で設定温度を管理する。 「エアコンの設定温度」と「室温」は異なるため、温度計を設置して管理する。 ●使用されていない部屋の空調停止 ●空調運転時間の短縮等の空調運転の適正化 季節に応じて空調開始、停止時期をこまめに変更する。 ●カーテン等の有効活用 夏期においてはブラインド、カーテン、ゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（グリーンカーテン）により空調効率を高める。 ●扉や窓等の有効活用 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する。 □エアコンフィルターの定期的な清掃 エアコンフィルターを定期的に清掃することにより機器の効率低下を防ぐ。

項目	取組内容
	□外気負荷削減を目的とした外気導入量の制御 換気量の過剰による外気の冷却又は加熱を防ぐため、CO₂ 濃度が空気環境基準を超えない範囲で外気導入量を削減する。 □ウォーミングアップ時の外気取入れ停止 就業前の予冷・予熱運転時の外気取入を停止し、ファン動力や熱源設備のエネルギー消費量を削減する。 □空調・熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮 冷暖房時間の長期化によるエネルギー消費の増加を防ぐため、空調運転開始時間を季節毎に検討し、立ち上げ時間をこまめに調整する。 □全熱交換換気設備の適正利用 四季に応じて運転操作を適正に活用する。
照明設備	●照度の適正化 JIS「照度基準総則」に基づき、必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。 ●空室、不在時等のこまめな消灯 業務に支障のない範囲での昼休みにおける執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する。 給湯室、トイレ、書庫等では、使用するときだけ点灯し使用後は、消灯する。 □照明器具の定期的な保守及び点検 適正な照度を維持するため、照明器具を定期的に清掃する。
昇降機	●エレベーターの適正利用 階段の昇降が困難な場合や台車などの荷物運搬を除き、エレベーターの利用を控え、階段を利用する。 ●健康にも配慮した運動の実施 上下階への移動は、階段を利用した3アップ、3ダウンに努める。
OA 機器 (事務用機器)	●低電力モードの設定 低電力モード機能を搭載する OA 機器は、低電力モードに設定する。 ●不要時（休日等）の電源の遮断 スイッチ付き電源タップを活用し、待機電力消費を防止する。

5. 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、年1回以上、庁内会議、幹事会を開催し、温室効果ガス排出状況や実施状況について審議し、横断的に情報共有しながら計画の進行管理を行っていきます。また、本計画の内容や地球温暖化対策に関する知識など、全職員が理解し、行動を波及させていくためにも、地球温暖化対策に関する継続的な普及啓発に努めます。

さらに本計画の実施状況の報告として、町のホームページにて毎年公表することとします。